夜間景観にぎわい創出実証実験業務委託に係るプロポーザル実施要領

１．目的

半田市（以下「市」という。）では、中心市街地における夜間景観の質を向上させることで、観光客や市民の賑わい創出、滞在時間の延長や宿泊客数の増加による経済効果の拡大を目指している。本業務は、今後中心市街地エリアにおいて夜間照明のガイドラインや整備計画を策定するにあたり、夜間照明の在り方を検討するための実証実験を行い、照明演出の効果や課題を検証するものである。

なお、実施にあたっては、高度な知識や構想力、専門的な技術力及び経験を有した事業者の提案を求めることにより、当該業務に最適な受託候補者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最も優れた提案を行った応募者は本市と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

２．業務の概要

（１）業務名
夜間景観にぎわい創出実証実験業務委託

（２）業務内容
別紙「夜間景観にぎわい創出実証実験業務委託 仕様書」のとおり

（３）事業の場所
半田市内一円

（４）委託期間
契約締結日（７月１６日想定）から令和８年３月２３日まで

（５）提案限度額
２，０００，０００円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。
※実証実験に係る照明機材の設置・撤去及び実施期間中の管理に係る費用については、別途予算で対応する予定であるため、以下の金額を上限とした実施想定事例を提案すること。
【上限金額】２０万円（消費税及び地方消費税を含む。）
※見積書に消費税を記載する場合は、消費税率を１０％とすること。

３．担当部局

〒４７５－８６６６ 愛知県半田市東洋町二丁目１番地
半田市市民経済部観光課（半田市役所３階）
電話：０５６９-８４-０６８９
電子メールアドレス：kanko@city.handa.lg.jp
ホームページURL：
https://www.city.handa.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1003688/1009988.html

４．参加資格要件

プロポーザルの参加資格は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。

（１）契約締結までの間に、令和６・７年度半田市入札参加資格（物品・その他委託等）を有しており、夜間景観の活用検討に関する業務の実績を有すること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結までの期間において、引き続き半田市指名審査等事務取扱要綱第６条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）ではないこと。

（５）国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

（６）半田市暴力団排除条例（平成２３年条例第１９号）第２条第１号及び第２号に該当しないこと。

５．スケジュール

	内容	日付
1	募集の開始	令和７年６月６日（金）
2	実施要領等に関する質問の受付	令和７年６月１３日（金）まで
3	質問への回答・公表	令和７年６月１７日（火）
4	**参加表明書の提出締切**	**令和７年６月２０日（金）**午後５時まで
5	参加資格要件審査結果通知書の発送	令和７年６月２５日（水）まで ※参加表明書等の提出から５日間以内
6	**提案書類の提出締切**	**令和７年７月２日（水）**午後５時まで
7	**プレゼンテーション・ヒアリング審査**	**令和７年７月７日（月）午前１０時３０分**から
8	プロポーザル審査結果通知書の発送	令和７年７月９日（水）～７月１０日（木）
9	契約締結に向けた協議・契約事務	令和７年７月１１日（金）～７月１５日（火）
10	契約締結	令和７年７月１６日(水)

※ただし、各実施日については、事務の都合上により変更する場合がある。

６．プロポーザル参加表明書等の提出について

本プロポーザルへの参加を希望する者は以下の提出書類を提出すること。

（１）提出書類

ア．プロポーザル参加表明書　　（様式１）

イ．事業者の概要　　（様式２）

ウ．参加資格要件に関する誓約書（様式３）

エ．納税証明書（直近１年度分）
・法人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則　第９号書式（その３の３））、個人にあっては税務署が発行する納税証明書（国税通則法施行規則第９号書式（その３の２））
・契約営業所所在地の県税事務所等が発行する納税証明書（未納税額がないことの証明）

（２）提出書類の様式
「３．担当部局」にて配布または半田市公式ホームページからダウンロード

（３）提出先
「３．担当部局」と同じ

（４）提出方法及び必要部数
持参、郵送又は電子メールにて提出すること。持参、郵送の場合は各１部ずつ提出すること。（到達確認として原則、平日の24時間以内に電子メールにて返信する。）

（５）提出期限
令和７年６月２０日（金）午後５時まで（郵送の場合は必着）

７．実施要領等に関する質問

実施要領等に関する質問の受付及び回答については、次による。

（１）質問先
「３．担当部局」と同じ

（２）質問期間
令和７年６月１３日（金）まで

（３）質問方法
質問書（様式４）により電子メールにて提出すること。（到達確認として原則、平日の24時間以内に返信する。）

（４）回答
令和７年６月１７日（火）半田市公式ホームページにて公開する。
※本回答をもって仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

８．プロポーザルの参加決定

プロポーザル参加資格の有無を確認後、５日間以内にその結果を「参加資格要件審査結果通知書（様式５）」により通知する。

９．提案書類の作成及び提出方法

（１）提出書類
ア．提案書
提出する書類は、Ａ４版・横書き・片面とし、１０枚以内でまとめること。（提案内容は以下の項目を含めることし、任意様式にて作成する。図表・写真・参考資料の添付も可能。）
①事業概要
②業務内容の詳細
・実施場所および実施予定時期、期間

・ワークショップ、実証実験の内容　　等
※実証実験に係る照明機材の設置・撤去及び実施期間中の管理に係る費用については、別途予算で対応する予定であるため、以下の金額を上限とした実施想定事例を提案すること。
【上限金額】２０万円（消費税及び地方消費税を含む。）
③レポート及び分析イメージ
④実施体制・実績（構成団体、担当者、同様の事業・実証実験の実績）
⑤スケジュール（工程表）
イ．参考見積書（項目ごとの内訳も提出すること）
ウ．提案書の開示に係る意向申出書（様式６）

（２）提出先
「３．担当部局」と同じ

（３）提出方法及び必要部数
持参、郵送又は電子メールにて提出すること。持参、郵送の場合は、提案書を６部、参考見積書、提案書の開示に係る意向申出書を１部ずつ提出すること。（到達確認として原則、平日の24時間以内に電子メールにて返信する。）

（４）提出期限
令和７年７月２日（金）（郵送の場合は必着）

１０．提出された提案書等の取扱い

（１）提案書に記載された提案内容は、当該提案書の提案者の許可なく使用しない。
（２）本案件に係る情報公開請求があった場合は、半田市情報公開条例（昭和６１年半田市条例第６号）に基づき、提出書類を公開する場合がある。
※個人情報及び事業者の正当な利益を害する恐れのある情報は非公開情報とする。
（３）提出された提案書等は本プロポーザルにおける契約候補者の決定以外の目的では使用しない。
（４）提出された提案書等は返却しない。
（５）提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

１１．評価の手続及び受託候補者の決定

（１）審査方法
企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、市が設置するプロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。）において審査する。委員会において最も優れている提案者を受託候補者として決定し、契約締結に向けた手続を行う。

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施
①予定日時：**令和７年７月７日（金）１０時３０分以降**（詳細は別途通知）
②場所：別途通知する。また、オンラインでの参加も可能とする。
③出席者：本業務を担当する者及びパソコン操作者を含め3名までとする。

④実施方法
・プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、本市で決定した順番及び時間によるものとし、各事業者のプレゼンテーション後、ヒアリングを行う。
・プレゼンテーションは15分以内とし、ヒアリングは15分以内を予定する。
・プレゼンテーションは、本業務を担当する者が行うこと。
・パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合、各事業者でパソコンを用意すること。ただし、60インチモニター（HDMIケーブル含む）及び電源は、本市が用意する。
・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。
⑤留意事項
・事前に提出した企画提案書以外の資料は使用しないこと。

（２）評価基準
以下のとおりとする。

評価項目	評価の基準		配点
企画提案	企画内容の独創性・有効性	・夜間景観に対する創意工夫や新規性があるか ・事業の目的に合致し、実証実験として有効であるか	30
	実現可能性	・実施体制やスケジュール、技術力が適切であるか ・同種または関連事業の実績やノウハウが活かされているか	30
	地域連携・波及効果	・地域の活性化、観光振興、地域イメージ向上への波及効果が期待できるか ・継続的な展開可能性があるか	20
その他	成果の評価・分析計画	・実証後の評価手法や成果指標が明確に示されているか ・得られた成果のフィードバックや今後の活用に対する展望があるか	10
	見積金額の妥当性	・予算の根拠が明確で、内容に対し費用対効果が高いか ・適正なコストでの実施が見込まれるか	10

（３）受託候補者の決定
ア. 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
イ. 提案者が一者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
ウ. 評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選考する。
エ. 審査委員会各委員の持ち点（１００点）を合算した値（満点）の７割を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、受託候補者として決定しない。

１２．評価結果に関する事項

審査結果は参加者全員に「プロポーザル審査結果通知書（様式７）」により通知する。また、「３．担当部局」ホームページにおいて受託候補者名を公表する。

１３．失格条件

次に該当する提案は、失格とする。

（１）実施要領に示したプロポーザル参加資格を有しない者の提案
（２）提案書等に虚偽の記載をした者の提案
（３）実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
（４）見積金額が提案上限金額を超える提案
（５）評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

１４．契約の締結

（１）本プロポーザルによって受託候補者を決定し、当該業務に係る見積書徴収の相手方とする。
（２）受託候補者が契約締結までに「２プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、失格となった場合及びその他事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。
（３）契約条項及び業務仕様は、特定した受託候補者の提案書による提案内容について提案上限金額の範囲内で協議し確定するものとする。

１５．その他

（１）プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
（２）提出後のプロポーザル参加表明書及び提案書等の修正又は変更若しくは追加資料の提出は受託候補者の決定まで原則認めない。
（３）電子メール等の通信事故について、半田市は一切の責任を負わないものとする。
（４）審査結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、受託候補者となった者が「２．プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に示す要件に該当しなくなった場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、半田市は一切の損害賠償の責を負わない。
（５）契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

以上